

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額
を定める規則新旧対照表

現 行			改 正 案		
寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介 護 を 要 す る 状 態 の 区 分	介 護 を 受 け た 日 の 区 分	金 額	介 護 を 要 す る 状 態 の 区 分	介 護 を 受 け た 日 の 区 分	金 額
常 時 介 護 を 要 す る 状 態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550 円</u> を超えるときは、 <u>172,550 円</u> ）	常 時 介 護 を 要 す る 状 態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950 円</u> を超えるときは、 <u>177,950 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介	月額 <u>77,890 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介	月額 <u>81,290 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

	護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。)	
随 時 介 護 を 要 す る 状 態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>86,280円</u> を超えるときは <u>86,280円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>38,900円</u> (新たに介護補償を支出すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

	護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。)	
随 時 介 護 を 要 す る 状 態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>88,980円</u> を超えるときは <u>88,980円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>40,600円</u> (新たに介護補償を支出すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。